

法律第十二号（平二六・三・三一）

◎関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

別表第〇四〇二・一〇号中「幼児又は」を「幼児、」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童」を加える。

（関税暫定措置法の一部改正）

第二条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「第七条の八」を「第七条の七」に改める。

第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

第七条の七を削り、第七条の八を第七条の七とする。

第八条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二六年三月三十一日」を「平成二七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法別表の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

- 2 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第四号を削り、同項第五号中「第七条の八第八項」を「（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の七第八項」に改め、同号を同項第四号とする。

（財務・内閣総理大臣署名）